

平成26年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月17日 午前10時00分		
	延 会	3月17日 午後4時14分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	11	東恩納 寛 政	2	石 川 清 友
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成26年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第8号

平成26年3月17日（月曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第9号	平成26年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑
2	議案第10号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
3	議案第11号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
4	議案第12号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	質 疑
5	議案第13号	工事請負契約について	質 疑
6	同意案第1号	教育委員の任命について同意を求める件	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第9号 平成26年度今帰仁村一般会計予算について」を議題といたします。

これから歳出の質疑を行います。歳出6款農林水産業費から9款消防費までの質疑を行います。質疑はありませんか。7番。

○ 7番 山内 聰君 173ページから174ページにかけて、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、節の12から22にかけての説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時01分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時02分)

7番。

○ 7番 山内 聰君 13節の委託料、15節の工事請負費、17節の公有財産購入費、22節の補償、補填及び賠償金の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

173ページ、8款2項3目の13節委託料1,500万円の計上をしていますが、この委託料については、与那嶺諸志線道路改築事業の委託料の中で、今回、委託料については磁気探査の委託と、あと設計積算の委託業務を計上しております。

それから村道古宇利線改良事業、この古宇利線については用地の分筆業務の委託料です。

それから村道仲尾次水溜橋改良事業の委託ですが、この委託については橋梁の設計委託と文化財の調査の委託を計上しております。

それから15節工事請負費です。古宇利原B遺跡緊急発掘調査、これについては古宇利線の一部に文化財の発掘の調査がありまして、その調査に係る工事関係のもの調査を計上しております。

それから与那嶺諸志線道路改築事業の工事請負費ですが、今回、与那嶺諸志線の改築事業については、継続の事業になりまして、今回、延長で810メートル程度の工事を予定しております。

それから村道仲尾次水溜橋改良事業については、先ほどの委託料の設計を完了したあとに、工事関係のものを行う予定です。概略的な工種としては、ボックスカルバートの工法で設置を予定しております。

それから村道古宇利線改良事業、古宇利線については工事のほうは、今回300mの延長を予定しております。場所については、県道の屋我地仲宗根線、ちょうど古宇利の元の古宇利港があったところの、ちょうどその接続する部分から村道の古宇利線の県道の上のほうなんです、そこを起点として300mを予定しております。

それから17節公有財産購入費1,703万円の計上をしていますが、これは与那嶺諸志線道路改良改築工事の用地の買収になります。それから村道古宇利線改良事業の503万円の計上も用地の購入の予算を計上しております。

それから22節補償、補填及び賠償金の603万円の計上については、与那嶺諸志線と村道古宇利線の物件補償のものを計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 委託料、それぞれ含めて、ある程度理解しましたが、水溜橋の文化財調査費も入っているということでしたけども、これは撤去をする思うんですけど、そのあとの調査後、保存の予定はありますか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

村道仲尾次水溜橋の改良事業なんですけど、これは今回、既存の石橋のものについては、文化財係のほうと調整してから、調査を入れていきますが、これを調査したあとに、別のところで保存できるかというところ、いろいろ技術的な面もあって、確実に別の場所で復元できるかというのは、非常に技術的な問題もありますので、そここのところは文化財のほうと調整しながらやっていきますけれど、復元については、かなり厳しいような状況にあると考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 これは仲尾次区民含めて聞きましたら、県内に真玉橋を含めて、希少価値とゆうか、2点ぐらいしかないらしいですよ。真玉橋は復元しているようですけど、橋のたもと付近に。そういった県内でも珍しいアーチ式の石橋でありますので、一般質問でもしましたけど、仲尾次区と相談していただいて、ぜひ復元できるように要望して終わります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 6款農林水産業費、2項林業費、160ページの2目林業振興費の13節委託料、一番下のほうの環境保全美化推進事業と林業振興費のところにもあるんですけど、165ページの7款商工費、2目観光振興費のところにも賃金で、同じく環境保全美化推進事業271万3,000円がありますけれども、同じものなのか。この環境保全美化推進事業はどういった事業をされるのか。説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

160ページ、そこにあります環境保全美化推進事業と165ページにあります環境保全美化事業、両方ありますけれども、両方とも村の一括交付金を利用した事業でございます。林業については、危険木の伐倒とか、それが主なもので今回は仲原馬場の松林の活性化の事業も入って、前年度よりも250万円ほど増になっております。

165ページの観光振興費にあります環境保全美化事業も、主に観光ルートの草刈り等の整備を、これでやっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 ただいまの課長の説明では、環境保全美化推進事業は仲原馬場の松林の云々ということですけど、馬場周辺、グラウンドの周辺には、松が同じようにあります。できましたら、馬場だけではなくて、この通りだけではなくて、グラウンド周辺までカバーできる事業を導入してもらいたいと思っています。こっただけ元気づけて駆除しても、学校内にも何本か大きな松がありますので、ぜひあの一帯の松を守るような方法で事業を入れてもらうほうがいいなと思っていますので、ぜひ馬場の一直線だ

けではなくて、グラウンドの周辺にも学校にも大きい松がありますので、今後、そういうのも検討できるかどうか説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今のご指摘のとおり、馬場だけではなく、その周辺も含めてということですが、今、ざっと予算のとりとめの見積もりですので、また実施に向けてご指摘の範囲までできるかどうか、入札残などを利用するとか、予算の範囲内で、どの程度までできるか努力していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 課長のいい答弁をもらいました。ぜひ松くい虫は隣から発生して、こっちまでという形で、ぼんぼん入って、我々はほかの慰霊塔の周辺も3本、4本枯れて、今、撤去している状況です。大きいけど、ぜひできる範囲の場所をやりながら、字で対策できないところもあるんですね。大きい松は、ぜひ村で守るべき場所の松は、周辺の同じところにありますので、今後もそういう方法で要望して終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 6款農林水産業費の農業費、150ページです。1項農業費の3目農業振興費の最初の報酬のところがありますが、節の説明に農業経営アドバイザー140万円となっておりますが、前年度比倍増ですね。その説明を求めたいと思えます。

150ページと160ページにまたがっていますけれども、林業費、1目林業総務費の委託料13節100万円、乙羽岳森林公園管理委託料となっておりますが、前年度は補助金ということで、19節から委託料に組み替えられております。今回の当初予算には、かなりの委託料の組み替え、あるいは節の組み替えが多いんですが、そのところの説明を、補助金でやっていたのが今年は委託料になっていると、何か理由があるのか。金額は同じですが。その160ページの委託料には、前回補助金としてあったんですが、今回は環境保全美化推進事業453万円とありますが、これは前年度も同じところにありまして、約2倍になっています。これの説明について求めます。

162ページ、これは水産業振興費、負担金、補助及び交付金の19節ですね。今回は観光力基盤強化事業として、4項目が新規になっています。ウニ放流補助金、資源管理型漁業補助金の中のオニヒトデ駆除補助金、それから水産多面的機能発揮対策事業、議会前の説明でもありましたけれども、今一度説明を求めたいと思えます。

167ページ、商工費、2目の観光振興費で167ページの19節の負担金、補助及び交付金ですが、この中の古宇利島ハーフマラソンの420万円、去年も変わらずですが、今年は運営の仕方が変わっているという説明がありました。どのように変わっているのか。金額は同じで。その運営の内容、去年とどう違うのか。その違いの説明を求めます。それから新しくでてきたリカリカワルミ運営補助金、この内容についての説明を求めます。

次のページの168ページ、これは土木管理費の1目土木総務費の1節の報酬、景観委員会9名プラス1名、10名。この景観委員会の内容と、次の171ページの17節公有財産購入費に景観形成強化事業、運天松

堂原線用地購入費の160万円の内容について説明を求めます。

176ページの土木費、1目港湾管理費、報酬に運天港活用推進協議会があります。2,000円掛ける8名掛ける3回、4万8,000円。今年はこの中でいいな祭りとの関係もあるかと思しますので、いいな祭りに関しての推進協議会での内容も含むのかどうか。もしなければいいですが、以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

1点目が159ページの委託料、乙羽岳森林公園管理委託料、これは前年は、負担金、補助金の中で組みまれておりましたが、財政含めて、事務的に負担金、補助金ではすぐわないんじゃないかということで、指定管理者への委託料という、款項目の内容が委託料にふさわしいということで、事務的にその19節より移動しております。

2点目、160ページ、林業振興費の環境保全美化推進事業について、これは前年度の一般会計の当初予算ベースでは200万円だったと思います。200万円の中で危険木伐倒とか、そういうものを順次やってきました。それで今、250万円余りの倍増になっていますけれども、これは特に今回、馬場の松林の活性化に向けて、これだけの予算をかけていこうということでございます。

4点目、162ページの19節、負担金、補助金、それも新しく出ています観光力基盤強化事業、これも去年は補正で組んでおりますけれども、これは事業主体が今帰仁村ハーリー大会の事務局に対する補助でございます。事務局としましては、漁業組合を事務局にして、観光ハーリーと言いますか、それに向けての補助金でございます。

下のほうはウニ、資源管理、オニヒトデ、下のほうの水産多面的機能発揮対策事業、これも前年度から補正で取り組んでいますけれども53万円、これは事業費が国・県含めて212万円の補助事業です。その4分の1が村負担分です。4分の1で53万円計上しております。主にこれは新聞紙上でもあります小学校あたりでの魚料理の講習会とか、海浜の清掃等々のソフト事業を実施する事業でございます。その村負担分です。

167ページ、商工費の負担金、補助金の古宇利ハーフマラソンについて、これの運営の内容ということでございますけれども、前回まではスポーツツーリズムという企業が事務局を担ってございましたけれども、今回はタイムスが事務局を担って、それと経済課と両輪で事務局体制をとっております。

下のリカリカワルミ運営補助金ですが、これも平成25年度の補正から計上してありますけれども、いわゆる太陽光発電の売電によります収益をリカリカワルミへ運営として還元するというところでございます。

1点答弁漏れがございました。150ページ、6款1項3目の報酬、これは平成25年度の当初では、半分の計上でしたけれども、平成25年度もそうでしたけど、途中補正して、140日を満たしております。今年も当初から140日と計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

168ページ、8款1項1目1節の報酬費の中で、景観委員会の予算を計上していますが、委員は今、委員長1人、委員が9名で構成しております。これについて平成25年9月30日に、景観条例の施行がされて

おりまして、その中で景観計画に基づいて、届け出の行為を行うことになっております。この届け出の対象行為というのが、例えば建築物の新築、増築、改築とか、移転、外観の変更をすることとか、あと工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなっていて、例えば建築物の場合は、建築物の高さが7mを超える場合とか条件があって、それに該当するのが届け出の行為になります。この届け出の行為をされたときに、村のほうで審査を行って、適合する場合は、そのまま建築確認申請とかを進めていく形になりますが、もしこの景観計画に不適合の場合に、景観委員会を開催して、助言指導とか、そういったものを含めて景観委員会の中で検討する形になっております。昨年度の平成25年9月30日から平成26年3月現在まで、届け出行為の対象になったのが9件ほどありますが、今9件出ていますが、そのものについては、そのまま景観計画の中で適合されておりますので、景観委員会は開催はしておりません。今回、平成26年度もこういった届け出行為に基づいて審査した時点で、不適合のものが出るかどうか、出た場合に景観委員会を開催していきますので、今回、予算で1回計上しているものになっております。

171ページ、8款2項2目17節、公有財産購入費、景観形成強化事業の中で、運天松堂原線用地購入費の件ですが、これについては景観形成強化事業については一括交付金を使っての事業になります。今回、運天松堂原線、運天のクンジャーの集落の中の通りですね。そのこのところの事業を進めていく中で、工事費に伴って用地の購入費の予算の計上となります。

続いて176ページ、8款4項1目1節の報酬、運天港活用推進協議会、これについては運天港の活用の件で協議会を持っていますが、昨年度、11月にいいな運天港いちゃり場まつりも開催しております。これについては事前に推進協議会だけではなくて、実行委員会を組織しまして、実行委員会形式で進めていって、途中で予算の確保とかする場合に、推進協議会を開催して、その推進協議会でも内容について検討してもらって、進めているところであります。今回も平成26年度も、いいな運天港いちゃり場まつりということで、11月1日の開催ということで、去った1月の実行委員会のほうで日にちについては決定しております。今回、3回の計上というのは、推進協議を進めながら、イベントも含めての推進協議会を開催しながら進めていくために予算を計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時31分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時32分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 150ページの説明は理解しております。人数がふえたのかと思ったんですが、そうではなくて、これまでの補正であった部分ということで理解しています。

次の162ページも、これは事前に説明があったものに追加だと思っております。

167ページ、商工費の負担金、補助及び交付金ですが、リカリカワルミについては太陽光発電売電ということで理解しております。古宇利島ハーフマラソンの件なんですが、去年とかなり違う様式になってきて、いわゆる取り組みが変わっているということで、もう既に1回目の運営委員会も終わっているとは聞いております。あと1カ月ちょっとですね。19日ですので。雨のことは毎年あるから、それは何ともないんですが、運営委員の去年まであったスポーツツーリズムが完全に抜けまして、先ほどの答弁でもタイムスが主になると、それから役場とタイアップというふうに理解していますが、その3回の運営の一部にか

かわったものとしては、どこが主体なのかというのがいつも見えないですね。これは参加者からも、役場職員もそうですが、私たち地元の公民館もかなり協力していると思います。いつも誰がメインになっているのか。村長なのか、副村長なのか、あるいは課長なのかというのが全然見えないんです。大会そのものの成功の鍵を握るといふか、それはやっぱりトップが責任者不在だと今まで思っているんです。もちろん今までのものが失敗だとは言わないんですが、いろんな不手際があって、当初から何となく運営がまずいということも聞いております。私も中の一員として、連絡網が、どこが司令塔で、どうしなさいというのがあまり見えないんです。ですからこれまではツーリズムという専門の集団がやっていたと思ったんですが、そのときも向こうの代表者に聞いてみても、やはり中心ではないということと、また今度もそうじゃないかなと思うんです。タイムスが主となると聞いているんですが、タイムスが主となるとというのは、最初に聞いたころからすると、当初から聞いていることなんですね。もともと第一がタイムスであったわけですし、今でもそれは変わらないと思います。何が変わったかという、去年のツーリズムがいなくなったと、いわゆる主催側が1人減っただけで、どこが中心になるかというのは、相もかわらず、今年も変わらないわけですよ。今年の大会については、既に1回目の会合を終えたと聞いていますが、今週半ばにもう一度あるとも聞いています。そろそろ1カ月前にもなるので、この辺ははっきりしたほうがいいんじゃないかと、各種参加する側も、例えば公民館でやれば、区長を中心に依頼をしているんですが、その中から声も聞こえるんですが、これは古宇利ハーフマラソンというのは、今帰仁村の大きな大会で村の顔なんですね。そうすると当然ながら、運動公園から上運天、天底、湧川、この辺は直接コースに関係しているので、当然参加してもと言うんですが、やはり参加した側からしても、これは村の大会であるので、全然関係ないとは思っても、今泊から古宇利までは一つの村ですので、その辺の大会の依頼もやってしかるべきだろうというのがでてきます。それを主導するのは、やはり村だと思うんです。タイムスがいくらお金を出すといっても、そこまではできないと思いますので、やっぱりそここのところまで見直すべきじゃないかなというふうに、その中の一員として、責任者からの話も聞いています。ですから今年もあと何回かあると思うんですが、そこのところも組み込んでできるかどうか。いつも終わってから、慰労に対する弁当などがあるんですが、結構、末端までいってないんです。いろいろやった人に。実際にやっているのは、役場が中心であったと思うんですが、公民館の関係者は区長を中心に有志が出ているんです。実際には自腹を切って弁当を食べているということもあって、これはそこのほうの気配りは当然あってしかるべきじゃないかと思います。ですから今年の大会の420万円という前年並みがでております。当然、予算は予算でいいんですが、今回は会費収入も500円減っていますね。5,000円から4,500円になっているわけですから、出店とか、そういった方の協力も少し違ってくると思うんです。それを主導するのは、どちらなのか。そこのところをぜひはっきりしてもらいたいということで、もう一度、答弁を求めます。

それから次の168ページですが、これは最初から景観審議会なるものがでたときから、いろいろでていたんですが、今回9件も適用するかどうかの件がでたと、実際にはこの委員会の中では不適合には当たらないということで、委員会を開かなかつたということですが、それじゃあこれはどこの段階で判断したのか。景観委員会というのがあって、やはりそこにみんなあがってきて、委員会を開いてやるべきかと思うんですが、9件全てが適合しているという判断はどこでやったのか。せつかくの委員会があるわけでは

から。

それと9名と書いてありますが、年間の回数は書いてないですね。1回の意味ですか。その都度、やるのであれば、年間何回かの予算を見積もったほうがいいんじゃないかと思うんですが、9件もありながら1回もやってないというのは、その判断がどこでやったか。委員会があって、別のところでやっているというのであれば、これは委員会も必要ないわけですから、もっと詳細な説明を求めたいと思います。

もう1つ松堂原というのがありましたけれども、クンジャーのベルモアからの中央線ですよ。そこは本当に1車線、1台すれ違うのがやっとという昔からの道なんです。主にどの辺の勾配を購入して整備するのか。あの全体を整備していくのか。向こうに住んでいる人たちの要望としては、常に前からあったと思います。今回は形成強化事業ではありますが、交通安全の面からも、かなり観光客もふえておりまして、中を通る観光客も多いんですね。本来、外の道が大きいんですが、やはり好奇心旺盛な観光客は中まで行きますから、そのところ交通安全の面からも購入した場所の整備はどの辺までいくか説明を求めていきたいと思います。

176ページのいいな運天港いちやり場まつりとの関係ですが、今年も11月1日に開催するということでは理解します。運天港活用推進協議会というのは、各会期ごとにやっている、年3回だと、今までの会合だと思うんですが、この中にいいな運天港いちやり場まつりは予算のかかわりがあったときということですが、実行委員会は立ち上げているのか。それとも今からなのか。平成26年度にまだならないので、立ち上げてないのかなと思います。いつ頃の予定で、その内容について3村が集まってやるのか、ここがメインでやるのか。どの辺から本格的に動き出していくのかということ、その説明を再度求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

古宇利島ハーフマラソンについて、事務局体制のあり方ということだったと思います。貴重なご提言も受けながら、今までの反省の上に立って、進めなければいけないということを感じております。体制としましては、役場にも1人専従を置きまして、今、実施しております。大きな役割分担としましては、今婦仁事務局としては、動員体制、動員は区長会も一緒にやっておりますので、今泊から古宇利まで全区で立哨の動員を依頼しております。そういう動員体制については役場が引き受けると、その他手続き関係、受付とか、主なものはタイムスがやっております。タイムスも今までの那覇マラソンとか、そういう実績の蓄積もありますので、そういうものを活用しながら受付についても責任をもってやっているような、そういう役割分担をしております。

その中でご指摘のとおり、実行委員長は村長ですので、その辺は第一義的には村に責任があると思います。それを前回までの反省も、いろいろクリアする中で、今回のマラソンを成功に導いていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

質疑のほうでどういった基準で審査しているのかということがありましたけど、この景観計画を策定した時点で、景観形成基準法を設けております。これは村全体を一般地区として、それから重点地区として、

今泊のほうとか、城跡の周辺、あと海岸線沿いとか、重点地区は10地区ありまして、それぞれに景観形成基準を設けておりますので、この景観形成基準の中で高さとか、配置、形態意匠、色彩とか、そういったものの基準を設けていますので、届け出が出た場合に、この基準に基づいてクリアする分については、適合として、村のほうで適合通知を出していくものになっております。その届け出行為が出た場合に、もしその景観形成基準に基づかないで、不適合になった場合に、景観委員会を開催して、委員会の中で判断しながら、計画の修正とか、そういったものがでてくるのかというのを審査する形になっております。それで平成25年9月から施行された時点からは、先ほど答弁しましたように、9件のものがありますが、これは景観形成基準に合った形でのものになっておりますので、景観委員会は開催していない状況にあります。

今回、1回の開催の予算を計上していますが、これは届け出行為が出た場合に、不適合なものが出るかどうか、それは届け出行為でないとわかりませんので、1回の計上ということで予算のものになっております。もし、これが1回開催したら、途中途中で予算の補正も考えながら、予算の計上を実施していく予定でおります。

それから171ページの景観形成強化事業の運天松堂原線の件ですが、これはどこからどこまでの範囲で施工していくのかということなんですが、これはベル・パライソのところから、ちょうど村道仲宗根運天線の起点をして、それからずっと漁港の入口のほうに、また仲宗根運天線に接続しますので、その集落中の道路を含めて、全線、今回事業で改良を行っていく予定であります。クンジャーの集落については、集落自体がフクギとか、屋敷の周りにありますので、今回、一括交付金の中で景観形成ということで、舗装については透水性の舗装で、あとは排水の問題も集落の中にありますので、排水も入れながら整備をしていく予定でおります。集落の中は周りにフクギとか、結構植えられていますので、そのフクギは潰さないように、現道を中心に整備していきますが、ベル・パライソのほうは、割と幅員が狭い状態にありますので、その部分については拡幅して、交通に支障がないような幅員で整備する予定でおります。

それから運天港活用推進協議会の件ですが、いいな運天港いちゃり場まつりも、今回は平成26年11月1日ということで、開催を実行委員会のほうで決めておりますが、平成26年度に入って、早い時期に実行委員会を開催しながら、またそのまつりのイベントの内容とか、実行委員会のほうで検討しながら進めたいと思っております。実行委員会の中には伊是名、伊平屋、今帰仁村の3村の委員で構成していますので、その中で伊是名、伊平屋含めて、いろいろイベントの内容とか、あと物産関係のものも含めて、実行委員会のほうで内容を詰めながら進めたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時49分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時52分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 答弁で大分理解しましたけれども、先ほどのハーフマラソンの件、167ページ、今泊から湧川、古宇利まで全てと聞いてはいるんですが、現実には、動員の体制が今まで違っていたと思うんです。特に近くは、ほとんど複数の動員でやっていますけれども、西側は実際には参加してなかったんじゃないかと思うんです。区長を中心にですよ。毎回。だからその辺のあり方とタイムスが慣れているということで聞いていますが、最初から慣れている人がやってはいたんですよ。実際は1回目なしで、

2回目からですがね。それにもかかわらずいろいろあったので、やはり村長が実行委員長であるわけですから、主になるのは今帰仁村じゃないといけないんじゃないかと思しますので、今年はぜひこのところを重点に、体系をはっきり示してもらいたい。どこが主になってやっているということをですね。ぜひやっていただいて、成功に、第4回ハーフマラソンが次に続くように頑張ってくださいと思いますので、村長にも一言、その辺の思いを。

それから景観委員会については、今、課長が説明したので理解しておりますが、今回160万円の場所なんですけど、これはよくわからないので、旧道だと理解していいですか。160万円という限られたものですが、歩道も含めて全部、もともと村道になっていたと思うんですが、それとも農道だったのか。村道なんですよ。村道の拡幅ということで理解していいですか。例えば一方に歩道もあるのかなと思うんですが、今、説明の中にあったとおりですが、どちら側かにつくるとか、答弁で求めたいと思います。

先ほどの課長の補助金から委託金への組み替え、こういうときは説明はもっとわかりやすくしてほしいなと思うんですが、10年来やってきたものを、今回は委託料と。委託料と補助金の違いまで、もしわかりましたら、その辺の説明まで。金額は同じなので、特別にかわりはないと思うんですが、ニュアンスも違うなと思います。委託されるのと、補助金というのとでは、全然違うものだろうと思っております。

あと、いいな運天港いちゃり場まつりは聞いたとおりですので、今の2点、村長、もう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 歳出の167ページの古宇利島ハーフマラソンの件でございますが、11番議員からいろいろ提言、ご指摘もございました。これまでは実行委員長は第1回目から私でありますけど、事務局体制が大分今回はかわっております。そういう意味では、先ほど課長からもありましたように、役場の経済課内に1人職員を配置して、そしてタイムスとも連携しながら、今回のハーフマラソンに取り組むという中で、これまでと大分違うような状況が生まれてくると思っております。

それと全村的と言うか、東側のほうが動員も多いんじゃないかということではありますが、これは区長会でもお願いをしておりますし、どうしても全村で取り組んでいかないと、盛り上がりというか、やっぱり応援が一番大事でありますので、そういうことにつきましては、区長会でも何回かお願いをしております。そういう意味では、今回、天気のこともありますけど、万全の体制で今回の古宇利島ハーフマラソンを大成功裏に終わらせるように、取り組んでいきたいと、このように決意をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時58分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 主はどこかということではありますが、当然これは今帰仁村の実行委員会、委員長は村長でありますので、村が責任を持って、この大会に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

先ほどの159ページの林業費の中にあります委託費と負担金の違いというご質疑だったと思いますけれども、実際、委託料と補助金とどう違うかという話ですけども、補助金となると主体が相手側にあると、委託料になると、主体は村にあるということですので、本来、委託料であるべきだったんですけど、その前の経過から継続して、そのまま負担金、補助金の中に残してしまったという原因がありましたので、時間はたっていますけども、適正にすべきではなかったかということで、今回、このように組み替えをしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

171ページの17節の公有財産購入費、運天松堂原線の用地購入の件ですが、この用地購入については、ベル・パライソのある仲宗根運天線から集落の中までのところ、現道はあるんですが、その現道と沿線の土地との段差が生じている箇所があって、そのところにハウスとかがあるものですから、そのハウスを支障ないように、擁壁とか、そういうもので今設計しておりますので、その部分で用地の買収が生じてくることとなります。

先ほど歩道のことが質疑にありましたけれど、今回、改良では現在の車道の拡幅のみで、歩道の計画はされておられません。主には、先ほど仲宗根運天線から集落のところが主にあるんですが、その集落の中も若干、現在の用地境界が車道側にあたりして、部分的には用地がかかる形のところもありますので、これを含めて用地の購入ということで予算を計上してあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の答弁で理解しております。

1点だけ確認したかったんですが、経済課長が先ほどから言っていますマラソンの件、今年は専従を置くということで聞いていますので、専従者は決まっているのかどうか。役場の中に。

それと主体になるのは経済課になるのか、それとも総務課になるのか。役場の中で、専従者ですね。名前はいいんですが、どこの誰とまではいいんですが、経済課とか、それが決まっていれば。

それから課がかわるのかどうか。今までどおりであればいいんですが、今回は異動もありますから、そういう引き継ぎもあると思いますので、主体になる課があれば、課の名前と、それから専従が決まっているか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ハーフマラソンについて、専従は決まって、年明けてから動いております。役場内での主体はどこかということですが、経済課です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時15分)

ほかに質疑はありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 153ページ、6款1項農業費、4目畜産業費の19節負担金、補助及び交付金、畜

産共進会負担金50万円、これは実は平成25年度は68万1,000円組んであったんですけども、その減額の理由。

その下の北部家畜人工授精センター運営負担金259万8,110円、これ平成25年度は255万9,770円、4万円ぐらいアップしています。その増額の理由。

その下の下、畜産共進会負担金、これは山羊になっているんですけども、これは30万円、平成25年度は34万円あったんですけども、おのおの減額と増額の理由。

続きまして、159ページ、先ほど11番議員のほうからも質疑があったんですけども、6款2項1目の13節委託料100万円、これは以前は19節の負担金、補助金でだしていたのを13節委託料にかわってきたと、これは村が主体になるので、委託料ということで節の変更なんですけれども、実は乙羽岳森林公園の宿泊施設の管理だと思うんですけども、その宿泊を受け付けするといえますか、それは現在も経済課でやっているのかどうか。確認をお願いします。村が主体になった19節から13節にかえられているんですけども、その説明をもう少し詳しく求めます。

162ページ、6款3項の2目水産業振興費19節負担金、補助及び交付金、その中のウニ放流補助金22万円、これは平成25年度は23万4,000円でしたが、減額されております。

その下の下、オニヒトデ駆除補助金11万5,000円、これも平成25年度は12万1,000円で減額です。

その下の水産多面的機能発揮対策事業、これは村の負担分が4分の1で53万円なんですけれども、総事業費としては、212万円ということなんですけれども、どういう計画になっているかの説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

153ページの中で、共進会の負担金が前年度より18万1,000円減です。減になったのは、あとは山羊の共進会も4万円減になっていると、この原因は新年度予算を編成する場合に、今回の予算編成の中で、これは私が言うのもなんですが、財政のほうで予算を組めないということで、一律にみんなカットされています。

あと人工授精センターの3万8,340円増になっておりますけれども、これは北部の本島内にある市町村、離島を省けば9市町村での運営負担分の計算の中で、3万8,340円が増になっております。この予算の分担金の算定方法といたしましては、飼育頭数割とか、いろいろありまして、その中で頭数割30%、実績割30%、均等割が20%、財政規模が20%等々含めての算定になっております。

159ページ、これにつきましては先ほども答弁しましたように、これまでずっと負担金、補助金の中で計上されておりましたけれども、その仕事の内容がかわったというよりは、款項目の性質上、事務的に委託費が適当だろうということでありましたので、委託費にかえております。受付につきましては、指定管理者が実施しております。

162ページ、下の負担金、補助金、ウニ放流とか、オニヒトデ退治の減額についても、先ほどと同様、一律に財政のほうでカットされております。

あと生産多面的機能発揮事業、これは村の負担分でありまして、ご指摘のとおり、212万円の事業費でございます。主なものは、先ほども話しましたがけれども、教育の場での水産の啓蒙活動の場として、具体

的には魚料理の扱い方とか、そういうものもあります。それと環境保全ということで、浜の清掃、藻場の保全等々、具体的なものを行っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 共進会の牛・山羊については、一律の減額だということなんですけれども、これは補正で、これだけでは足りないんだということであれば、補正も組めるのかどうか。答弁求めます。

それと北部家畜人工授精センターの運営費なんですけれども、これは頭数で3割、実績で3割と、あともろもろもおっしゃっていたんですけれども、実は頭数は今帰仁村の場合は減っているんじゃないかと思うんです。母牛の頭数ですね。その答弁を求めます。実績割というのが、実は人工授精師は朝8時から夕方5時までと時間の中でやります。そうしますと牛の発情の適期というのは、実は24時間の中にあります。そうすると種付けは朝の8時から5時までに終わるとというのがまず不可能なんです。牛の適期というのは24時間の中に入っているんです。すると9時間しか授精師の種付けはできないと、残りの15時間にも牛の適期があるわけですよ。実績割が減ってきていると思うんですよね。と言いますのは、農家としては若い皆さんは、自分で受精師の免許を取り、自分でやっている方々がふえてきているんです。実は。そういう中で人工授精センターの運営費の助成がふえるというのは、これはどうかなと思うんですけど、実績割で実際に、本来なら減らないといけないと思うんですよ。センターの助成金は。そこら辺、運営委員の中に経済課長も入っていると思いますので、そこら辺は徹底して、センターの運営自体、8時から5時というのは、まず夏場ですと、牛の体内温度が高いと人工授精しても、着床率というのがものすごく下がるんですよ。本当言うと、夏場ですと太陽の下がる9時、10時、そこまでとは言いませぬけれども、時間的に5時までというのは非常に厳しい状況なんですよ。そこら辺も勘案して、センターの運営をもう少し改善すべきはやるべきじゃないかなと思います。それについて答弁求めます。

159ページの委託料の件なんですけれども、これは今まで補助金で流していたのを、実は委託料が適切だということで、委託料にかえると、これは村が主体になるのかということなんですけれども、実は村の施設で利用料を取る場所が多々あると思います。まずは今帰仁城跡の入場料、これはみんな村の収入に入ります。運動公園の体育館の使用料、これも村の収入に入っているはずですよ。なのにバンガローだけは村の収入に入っていないですよ。これは去年質疑しました。その時点で、前からの流れでこれはこうなっているから、できないんだということの答弁でした。しかし、今回は出す補助金、委託料が適切だからということで、変更されています。そういうことであれば、バンガローの宿泊利用料は、村の収入にあげるべきだと思うんですが、それについて答弁求めます。これは流れからして、去年はできないということだったんですけども、流れがかわってきているんです。だす金額については。そうであれば、入ってくる金についても変更していいんじゃないかなというのが私の言い分です。

水産業について162ページなんですけれども、ウニの放流補助金、これは実は先月の新聞だったと思うんですけれども、実は本部の栽培センターが国道の拡張で閉鎖するということが新聞にありました。そのあとはどうするかと、新聞の中では、これを民間に委託して継続していくかという話だったんですけれども、民間に委託しますと、恐らく今までの単価ではできないだろうというのが新聞の中にあっただんですけれども、古宇利の特産と言いますと、サツマイモに古宇利のウニだと思うんですよ。古宇利の多目的広場で

は、常にウニ丼が1つの銘柄、それを食べにいらっしゃるお客さんが多いということで、古宇利としてもウニの放流は、ぜひ続けていきたいということであるんですけれども、養殖場が閉鎖されるということで新聞にでて決まっておりますので、村長として古宇利のウニをどうしていくか。その答弁を求めたいと思います。

オニヒトデの駆除なんですけれども、これも減額されているんですけれども、一律だということで、それはそれでいいんですけれども、オニヒトデの駆除、実は漁協に聞いてみますと、例年11月から1月にかけてやられているということなんです。しかし、オニヒトデの産卵期、卵を産む時期というのが5月から6月なんです。同じ駆除をするにしても、産卵の直前に本来駆除をやったほうが効果が出るんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺、行政として漁協にどういう指導を今後やっていくのか。そのままの11月から1月の駆除でいいのか。やはり同じ金をかけるのであれば、最大限効果が発揮できる4月、3月に駆除させるのか。そこら辺の指導もどういうふうに考えているか答弁求めたいと思います。

去年、自分の質疑の中で要望として言ったんですけれども、これはたしか2年ぐらい前の新聞だったと思うんですけれども、広島大学だったと思うんですけれども、オニヒトデの駆除をするんじゃなくて、クエン酸をオニヒトデに注射するだけで、すぐには死なないんですけども、3日、4日あとには確実に死ぬと、そういう新しい技術もできているんです。そういうところの新しい技術での駆除もどう考えるか。経済課として、実はこれは去年だったと思います。自分は質疑の中でそれも言いました。クエン酸を使えば、こういうふうに駆除もできるんだと、そのあとで調べたのかどうか。

サンゴを守るには、皆さん海に行ってみてください。オニヒトデを駆除しないとどうしようもないんですよ。3年ぐらい前、イザリでよく海に行ったんですけども、そのときに生えかけのが結構あったんですよ。その側にはオニヒトデがいる。オニヒトデさえいなければ、今帰仁村の海はもっとサンゴできれいな海になるはずだと思います。そういう意味で、ぜひオニヒトデの徹底駆除、先ほど言いましたクエン酸で簡単にできるのであれば、そういう方法も取り入れて、自然を保護しながら、ぜひ海を守る姿勢、そこら辺、行政としてどう考えるか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず153ページの19節についてでありましたけれども、畜産共進会、山羊の共進会含めて、補正の考えはないかということなんですけれども、これについて実績等を踏まえて、必要があれば補正も必要になるかと思えます。

あと人工授精センターの件で、るるありましたけれども、たしかに考え方としては、人工授精センターは、各市町村の負担を積み上げて負担金を決めているわけではございません。全体の使われている部分をどのように按分するかという方法ですので、その辺は誤解なさないように。確かに母牛の頭数が今帰仁村が減るという場合でも、全体として減っているわけですので、その辺は誤解なさないようにお願いします。確かに実績云々とか、センターの運営のあり方については、農家の意見も運営委員会の中で伝えることは重要なことだと思います。

159ページも前から指摘がございましたけれども、使用料の収入のあり方、これについては今の指定管

理者との契約の中では、今、ご提言のあるような方法、村に入れてやるべきじゃないかという、一応ご提言として受け取っておきます。今の契約の中では、これは難しいこととさせていただきます。

162ページのウニの件については村長のほうからありますので、オニヒトデの駆除の件については、4月が適切ではないか、そして技術についても前からご提言がありましたように、クエン酸による駆除ということについては、漁協にも伝えて、適切な時期を変更するかどうか、また漁協とも相談しながら、適切にやっていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

162ページ、2目の水産振興費の19節、ウニ放流事業であります。これにつきましては私も新聞報道を見て、非常にショックを受けております。ウニというと古宇利島、古宇利島というウニということで、一番今帰仁村が影響を受けるかというふうに思っております。国道の改修によりまして、栽培漁業センターの用地が引っかかって、特にウニの養殖とか、栽培漁業センターで稚ウニを生産しているわけですが、ここが全部引っかかって、将来はそこでできないということをお聞きしております。県は新聞報道の中でもいろいろ理由づけはしておりますけれども、村長としては、その新聞報道のあとに北部の市町村会がございましたので、正式の議題ではないけど、この状況というのをお互いもう少し把握をして、県に要請をすべきではないかということをおし上げておりましたが、もう少し事務局として、全体的には、もう少し状況を見ようということとあります。村としては、この問題につきましては今帰仁村漁業協同組合と、すぐ放流するわけではなくて、海のほうに施設をつくりまして、もう少し大きくしてから放流をしているという事業をしております。これは今帰仁村が初めてかなと思っております。そういう意味では、村としても、ウニというのは、今帰仁村の観光にも非常に重要な位置を占めておりますので、この問題を注視しながら、村として、そして北部市町村会で要請できるように、最大の努力をしていきたいというふうにお思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 153ページの人工授精センターの件なんですけれども、当然、運営費が決まれば、それを9市町村で按分するという事なんですけれども、農家から見れば、人工授精センターの授精師は、技術の向上とか、そういうのにみずから努力しているのがあるのかどうか。これは先ほども言いましたように、まず調べてみてください。本当に人工授精センターに依頼して、種付けしている農家の戸数、その頭数も調べてみてください。一番大きい平山畜産もみずからやっているはずですよ。そういう農家が多頭飼育の中に四、五名いますので、人工授精センターの世話になっている農家、母牛頭数がどうなっているか。実際に把握してみてください。そんな形でこれだけ補助金を流すのであれば、こっちが言いたいのは、センターがやっている分だけの頭数を我々は払うべきだと、村の頭数全部じゃないですよ。実は開業している方もいます。開業している方はそういう助成金をもらってないんですよ。本来であれば、開業している授精師がみている頭数、センターがみている頭数、按分して、この補助金の中から開業している授精師にもあげるべきだと思うんです。この負担金は、今帰仁村の全頭数の分が入っているということなので、その中でセンターが持っている分は何頭かということで、それも計算して、その分だけセンターに負担金

として払うべきじゃないかと、それは間違っているとは思いません。開業の授精師がやっている分については、その分だけの頭数は開業している人工授精師にあげるべきじゃないかと、そういうふうに思います。その答弁、見解を求めます。

159ページの件なんですけれども、今の契約書では、当然難しいと、そうであれば、その契約が終わった時点で、次の契約のときには、できるかどうか。僕はやるべきだと思うんですけれども、その見解を聞きたいと思います。

162ページのウニの放流の件なんですけど、村長もこれはぜひ古宇利の特産であるし、何とか守っていききたいということなんですけど、これは県がそのまま続けるということは非常に厳しいんじゃないかと思えます。そういう中で、できましたら漁業組合も自分たちで稚ウニの生産ができるシステムを本来はとらなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、一括交付金を使うなり、北部連携のできるのであれば、どこかで生産して、それをみんなに搬出、売るという形でもいいんですけども、ぜひ、これは個人個人でできる問題ではないと思うんです。しかし、ウニの放流は絶対必要だと思います。特産を守っていくには。そういう中で、ぜひ漁協ともタイアップして、漁協に稚ウニの生産をさせるのか、助成金を流しながら、そこら辺の模索もぜひやってもらいたいなということで、村長の考え方を聞きたいと思います。

一番下のオニヒトデについては、いろんな情報を今後調べて漁協とタイアップしていきたいということでもありますので、ぜひそこら辺は今帰仁村の海にはオニヒトデは1匹もないというような状況をぜひつくっていただきたいなと思います。

その下の水産多面的機能発揮対策事業、魚の解体とか、浜の清掃、藻場保全ということだったんですけども、その212万円の内訳みたいなものが計画書の中にあれば説明求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時45分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず人工授精センターの負担金、補助金についてですけれども、これは先ほども説明しましたように、1頭幾らで掛ける実績幾らだから、これだけの負担金という性質ではございません。全体の運営費がありまして、それをどう割り勘するかということですので、この負担金の中から自分で種付けしているところに回せるという性質ではございませんので、その辺は誤解のないように理解していただきたいと思います。

159ページの件は、委託料についてですけれども、収入も村に入れてとありますけれども、その件につきましては、一つの提言ということで受け取っておきますので、いろいろそれが村に入った場合はどうなるのか。そのシミュレーションもしながら、全体として、トータルに考えないといけないと思いますので、その辺は検討課題とさせていただきたいと思います。

多面的機能発揮事業の明細がございまして、これは細かくありますので、コピーしてあげたいと思いますけれども、それをお願いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 歳出162ページ、農林水産業費、水産業費の2目水産業振興費19節のウニの放

流事業であります。これにつきましては、県の説明では、放流しても効率が悪いということで、ものすごい数字が出ております。村としては、これが本当に事実かどうかというのも疑問に思っております。どういうふうに調べたかですね。先ほど石川議員から漁業組合と行政が連携する方法がないのかということですが、これにつきましては、1漁業組合でのものは厳しい状況もあると私は思っておりますが、漁業組合の皆さんからも要請が出ております。そういう意味では、ウニの放流事業につきましては、漁業組合とも話し合いを持って、今後の対応を決めていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時49分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時49分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れがありますので、答弁したいと思います。

北部広域ということでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたけど、市町村会でもこのことについては提案をしておりますので、今後、北部広域でこの事業ができないのかどうか検討をさせていただきたい、提案をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。2番。

○ 2番 石川清友君 153ページの人工授精センターの件なんですけれども、当然、運営している費用をみんなで分ける。それは結構なんです。実は経済課長、その運営委員会の中に出席してわかると思うんですけども、授精師の年収がどれだけあるかご存じですよ。多い人は600万円もあるはずですよ。そういう中で農家サイドから立ったものの見方をすれば、もっと彼らはやるべきことをやるべきじゃないかなということもあります。それと同時に、先ほども言いましたように、以前とかわって農家みずからが授精、種付けする人もふえてきていますので、その分だけの収入は減って当然じゃないかなというのが私の持論です。やりもしない人たちに給料をそのままやるというのは、筋が違うんじゃないかと思うんです。そういう意味でずっと言っているんです。仕事を少なく、彼らが努力して、農家がやっている分までも、どんどん彼らがサービスをよくして、8時、9時までやるんだというようなシステムの中で、頭数も彼らがやる頭数が維持できるのであれば、僕は結構ですよ。しかし、彼らは自分たちが8時から5時までしかない、そういう勤務状況の中で、実は頭数が減ってきている。しかし、彼らの年収はそのまま維持させようということで、実は各市町村で按分しているという話であれば、筋が違うと思いますよ。もう少し中に踏み込んで、彼らがやるべきことは運営協議会の中で課長、もう少し改善すべきはやっていくべきじゃないかなと思います。これはぜひ仕事もしないような、量も減っているのに収入だけは維持するというのは、検討をお願いしたいと思います。その答弁を求めます。

159ページの森林公園の使用料の件なんですけれども、先ほどからも言っているように、同じ使用料なのに村としては二通りのやり方があるわけですよ。そういうのでいいのかなんです。都合いいところは、片方はこれでやる。同じことに対して、やはり統一性があるべきじゃないかと思うんです。村長。これは以前からこうなっているからしょうがなく、そのまま続けているという話なんですけれども、しかし、よくよく考えてみてください。同じように入場料であれば、1つの統一したもののなかで判断すべき

だと思うんです。都合いいように、このときはこれはこうする、こっちの収入にする、これは村の収入にする、そうではなくて、統一性を持ったかどうかということでもあります。それについて答弁を求めます。

ぜひ、162ページについては、広域圏で提案なさっているということですので、ぜひウニの放流だけは続けられるように、村長に頑張ってもらいたいということを要望して終わります。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

153ページの負担金、補助金についてのご質疑だったと思いますけれども、確かに仕事の内容云々含めてのご指摘がございましたけれども、それについては経済課としましても、農家の意見ということと、人工授精センターと、役場と三者一体になって会合も持ちました。人工授精センターが運営について、農家の意見をもっと聞くべきだというご提言でありますけれども、それについても私のほうからも話をしておりますけれども、そういう会合をきちっと開いてくれということは要望しております。

それと運営負担金は、また別の問題だと思しますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。運営負担金についても、どんどん農家のほうが人工授精師がふえてくると、その辺もまた人工授精センターそのもののあり方も議論になってくるかと思しますので、その辺もひとつの課題だと思えます。

159ページの統一性についても、これまでどういった経緯でそういうふうに来てきたのかも検証しながら、ひとつの提言として受けておきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時56分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。

人工授精センターの運営のあり方についても、村としてもっと強く農家の意見も反映させる場があるべきだということで、私のほうからも人工授精センターと農家との委員会、それも開催するように言っております。その中で議員の指摘にもありました件は、議論をしながら、また両方の意見も聞きながら、行政としては三者一体になりながら進めるべきではないかと思しますので、今後ともその辺については、人工授精センターにも、今の件を含めて要望等をしていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時57分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時59分)

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時59分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時30分)

ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出の153ページの山羊の共進会の人工授精の件について伺います。

先ほども2番議員が言いましたけれども、山羊は人工授精よりは、個人でいい山羊といい山羊を交配するのが普通なんですよね。これにも補助をやっているのか、やってないのか。

村長がぜひとも聞いてくれと言うものですから、お聞きします。歳出162ページの負担金、ウニの放流

補助金についてお尋ねしますけれども、放流事業はうまくいっているんじゃないかという気がするんですけども、放流しても一般住民が捕るのが多いんですよ。これに対して漁業組合とタイアップして規制を今後厳しくやるのか、やらないのか。お尋ねします。

165ページのアウトドアスポーツによるインバウンド観光推進事業というのは、どういうものなのかお伺いします。

それと村長が聞きなさいというものですから、聞きたいと思います。167ページ、古宇利島ハーフマラソンとか、マジックアワー、村長は健康のために出ると言っていますけれども、本当に出ますか。お伺いします。これは村長の公約ですからね。

そして168ページの11節需用費の風景づくり推進事業と次のページの169ページの委託費の風景づくり推進事業の件についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時35分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

153ページの北部家畜人工授精センターの運営補助についてのご質疑でしたけれども、これは山羊は対象ではございません。牛のみです。

続きまして162ページ、下のウニ放流事業の補助金ですね。ウニ放流事業については、もう少し資源管理をきちっとすべきではないかというご指摘ですけれども、その件に関しましても、漁協ともよく話し合いをしながら資源管理、去年については資源管理の観点から捕獲、禁漁ということにしております。1年禁漁ということですので、この辺も一緒に漁業の資源を管理していきたいと思います。

165ページの上のアウトドアスポーツというのは、屋外スポーツですね。屋内に対して屋外とするスポーツです。スポーツによるインバウンド観光、インバウンド観光というのは、海外・国外からの観光客を迎えるという意味です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

168ページ、8款1項1目11節の需用費、風景づくり推進事業の5万円の計上ですが、需用費についてはコピー用紙とか、ファイル、事務用品等の購入になります。

それから169ページの13節委託料、風景づくり推進事業、これは事業としては一括交付金を利用している事業ですが、平成25年度に今年度、今帰仁村風景づくり推進事業で作成した今泊地区における景観形成に係る行動計画を受けて、行動計画の案に整理された地域で進めていくべき施策、事業等、ハードとか、ソフトについて景観村づくりモデル事業として推進するため、補助事業の洗い出しや適用要件など、諸条件を整理し、その実現に向けた検討を行うものです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 歳出167ページ、19節の負担金、補助金、交付金の古宇利島ハーフマラソンの件であります。村長はこれに出場するかということですが、ハーフマラソンを盛り上げるために

出場するというところで、今、練習をしているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 ウニの放流について、沖縄には昔からの風習で浜下りというのがあるんですね。内地はこういうのがなくて、ちゃんと漁業組合がびしゃっと管理してるんですね。しかし、沖縄の場合、旧の3月3日に浜下りというのがありまして、那覇方面から車で取り放題持っていくんですよ。食べる分だけじゃなくて、売るものとして。だからそういう面もあるからどうかなと思って、漁業組合と話し合いをして、こういうものまで禁止できるのか、できないのか。お尋ねします。

村長、ハーフマラソン、今は準備中と言っていますが、それは雨が降っても、風が吹こうがやるという決意でもってやっているんですか、それともただ出るというだけではなくて、健康づくりのためには本当に雨が降ろうが、何しようが出るという気で頑張るつもりですか。もう一度、お伺いします。

風景づくりは、今泊だろうと思うんですけど、今泊の場合は、よほど気をつけないといけないのは、火事などがあった場合に車が入っていけないということがあるわけですね。こういう面まで考えて作成するのか、しないのか。もう一度、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ウニの資源管理について、もっと徹底してできないかということですが、ご指摘のとおり、一般の人が大量に捕っていくという事例もご指摘のとおり見られますので、その辺は県の漁業調整規則にも違反すると思います。その辺は漁協とも共通理解しながら、漁民みずからが立っていくようなものをつくり上げていくということは大切だと思いますので、今後、そういうように検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

今泊地区なんですけど、今の集落を調査して、行動計画みたいなものをつくっているんですけど、今泊についてはフクギの集落がまだ残っている集落ですので、そういったものを保全する方向で、集落として考えて、今、計画を立てているところです。フクギについては暴風とか、防潮林としての機能も果たしていますし、議員のほうからありました火事の件については、フクギというのは屋敷林として、延焼とか、そういうのを抑えられる効果というのがありますので、今の今泊の集落については、現在の集落形態を保全していく方向で、今、計画を考えているところです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

167ページの古宇利島ハーフマラソンですが、出場するというところで申し込みもしております。しっかりと体調を整えて、ハーフマラソンに参加していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時44分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 村長は雨男かもしれないけど、今まで1回も天気に恵まれてやったことがないんですよ。だから聞きたいんですよ。雨のことは聞きたくないんだけど、現にマジックアワーからしても雨降りとか、地震とかがきて中止になったり、それでも本当に村長は出る気はあるんですかと聞いているんです。

一番の問題はウニの放流ですよ。経済課長。これはただ経済課とウミンチュだけで話をやっているわけですよ。保安庁が取り締まるのが一番効くんですよ。保安庁はこれに入ってないでしょう。今のところ。海上保安庁が入ったらぴしっとやりますよ。これまで入れる気があるのか、ないのかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ウニの資源保護についてのご提言ですけれども、それについては先ほども話しました県の漁業調整規則等もあります。それに違反する場合には、ご指摘のとおり、保安庁も捜査の対象にはなるということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

古宇利島ハーフマラソンに天気が悪くても出場するかということではありますが、天気とは関係ありません。出場する決意をしております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 先ほど、経済課長、僕が聞いたのは、話し合いの中に漁業組合と経済課と保安庁の職員も入っているかと聞いているんですよ。あれを入れないと何の値打ちもないですよ。海上保安庁は陸からも海からも調査しますから。特にウミンチュからの要望があるんですよ。放流しても一般の人が那覇とか中部方面の居酒屋の人が食べるといって、食べる分のちょっとぐらいだったらいいんですけど、軽トラックにいっぱい積んで帰る人もいるというぐらいですから、それで海上保安庁もこの協議の中に入っているかと聞いているんです。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

このウニ放流事業の中には、村と漁業組合と二者でございまして、保安庁は入っておりません。確かにこういう話し合いの中に保安庁が入るべきかどうかというのは、保安庁の問題でもありますし、情報は提供することは必要かと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 153ページ、19節の負担金、補助及び交付金の畜産共進会負担金（山羊）、それと1つ飛ばして今帰仁村優良繁殖雌牛導入支援事業についての詳細を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

153ページの負担金、補助金、畜産共進会負担金で、山羊の負担金ですよ。これについては昨年度より、

新たに山羊の共進会も開催しております。それについては、今、村内にあります山羊組合に公募して、また共進会の委員にも山羊を出品していただいております。頭数的には少ないかもしれませんが、今後、ふえるものと思います。

もう1点は、一番下の今帰仁村優良繁殖雌牛導入支援事業、これは今回の新規事業でございまして、これは村の一括交付金を利用しまして、優良雌牛を導入する事業でございます。導入した農家に対しまして、導入費用の2分の1を村が補助するというところでございます。最大50万円までの補助ということで、今計上しておりますのは、50万円の21頭分の1,050万円を計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度質疑いたします。

山羊のほうからなんですけれども、共進会するということは、山羊食文化の振興を図るためにだと思っておりますけれども、最終的な目標というか、頭数から食品の加工やら、新しい商品の開発とか、そういったものもろもろを村長のほうに答弁を求めます。

雌牛導入支援事業の件につきましては、これは優良雌牛というのは、1頭当たり平均どれぐらいするのか。JAさんからの貸付牛があると思っておりますけれども、それも対応できるのか、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時53分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

歳出153ページの19節負担金、補助及び交付金の畜産共進会負担金、これは山羊の共進会であります。今回で第2回目を迎えますが、先ほどの質疑にもありましたように、沖縄県というのは山羊文化と言うか、山羊料理含めて食文化があるわけでありまして。そういう意味では、発育のいい、しっかり飼料管理をして、発育のいい山羊を育てるために、やっぱり共進会をしたほうがいいということで共進会をやるようになっております。将来の目標であります、今のところ何百頭、何千頭という目標は掲げておりません。それとやっぱり食文化と言うか、山羊をどういうふう料理して、観光客とか、そういう人たちに食べさせていくかというのが非常に大事なことだと思いますので、今後、山羊農家とも連携しながら、そういう面でも意見交換をしていきたいなというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

153ページの一括交付金の村の優良繁殖雌牛導入事業に対して、平均単価があるかということと、JAの貸付事業等はどういうふうに関係があるかということなんですけれども、1点目の平均単価というよりは、専門的に言いますと、点数がつけられていると、何点以上がいいとか、そういうのがありまして、100万円を超えるような牛も多々あるということで、そのときには村の畜産農家にしても、思い切って半額まで補助してあげると対応できるという組合からの話もありました。そういうこともありまして、上限50万円という補助をしていくということです。JAの貸付事業との関連は、これとはリンクはしないで、

全く別の事業として、これは村の単独事業で実施していく予定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度質疑いたします。

山羊の共進会の件なんですけれども、今回2回目の開催で、改めて今後の目標値とか、そういったのを設定する、研究するようなことを言っているんですけど、なぜ最初の1回目、スタート時点からそれをやるのが共進会の目的で、山羊食文化の振興ではないのかなと思うんですけれども、この先の展開を考えずに、予算だけだしても意味ないと思うんですよ。もっと本当に山羊食文化が発展するようであるならば、もっと先に前もって山羊を飼っている方々と相談して、いろんな発想、知恵を持ち出して進めていくのが当然じゃないのかなと思うんですけれども、この辺、再度答弁を求めます。

次に雌牛導入の件なんですけれども、これは平均単価がなくて、そういう金額も何か腑に落ちないところもあるんですけれども、これは1頭当たりの上限が50万円なのか、全体でも50万円なのか。そして2分の1なのか。

それと平成22年度のほうに今帰仁村高齢牛淘汰優良繁殖雌牛導入購入事業助成というものもあるんですけども、それとは別なのか。そして別であれば、両方とも使えるのか。その辺の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

153ページの山羊の共進会についてですけども、実は山羊の場合は組合が2カ所、3カ所とありまして、牛と違って、牛は1つの組合で、非常に村との意思疎通が確立しているわけですけども、まずは共進会を開くことによって、農家の組織づくりも兼ねている状況もあります。目標値を設けてやるべきじゃなかったかということですけども、話し合いの場が、なかなか持ち得なかった点もひとつあります。山羊の場合はそういうこともありました。

もう1点は、村の優良繁殖雌牛導入事業についてでございますけれども、これは半額補助というのは、1頭当たりの補助でございます、上限が50万円ということでございます。

もう1点は、平成25年度に計上しておりました7万円の補助、これは村が単独でやってきたんですけども、これは廃止しております。この一括交付金の事業に一本化しております。両方ということではなくて、一括交付金を利用した事業で、より効果的な対応をしていこうということで、一本化しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番。

○ 9番 山城 太君 山羊の件なんですけれども、山羊組合が2から3組合あって、なかなか意思疎通が図れなかったということなんですけれども、ちゃんとした組合を設立して、ちゃんとしたビジョンを持って、そういった意思疎通を図りながら持っていくのが当たり前だと思います。30万円も出すのであれば、それぐらいやって当たり前だと思いますよ。金額は多かれ少なかれ、税金から出ていると思うんですけども、その辺はもう少しきっちりやっていただきたいと思います。

繁殖導入事業なんですけれども、農家1戸当たり何頭でも購入可能なのか。その辺の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。畜産共進会の負担金、補助金30万円は、この組合に流す負担金、補助金ではないわけですので、実行委員会に流しておりますので、その辺は誤解なされないようにお願いします。

優良繁殖雌牛導入事業は、各戸何頭でもいいかということなんですけれども、今、組合との話し合いでは、各戸1頭を限度にということで話をしています。全体で21頭の予算計上をしているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 確認程度に質疑します。

150ページ、3目農業振興費の1節報酬の鳥獣被害対策実施隊員の明細と152ページの負担金、補助及び交付金の中の有害鳥獣駆除対策事業（カラス嘴買取）150万円の明細。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

150ページの報酬の鳥獣被害対策実施隊員、これは11名掛ける年間1万3,500円が算定基礎になっております。これは銃器により駆除をする駆除隊です。

152ページの有害鳥獣対策協議会でカラスの買い取り事業、これは昨年度の補正でもやりましたけれども、1羽1,000円の買い取りで、1,000円の1,500羽を予定しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時04分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 再度質疑します。

鳥獣被害対策実施隊員、これは前に質疑したときに、要するに銃器の申請料だという内容だったかと、11名分の1万3,500円、要するに申請料が基礎算定だというふうなことであったかと思うわけですが、実施隊員の日当とか、そういうものが計上されていない状況にあるのかなと、それから銃器による捕獲のときの玉、そういうものは隊員の自己負担になるのか。そういう日当とか、報酬みたいな形での支出はないのか。

それと有害鳥獣駆除対策事業のカラスくちばし買い取り、これは農家誰もがくちばしを持ってくれば買い取りできるのかどうか。罾の免許が必要で、買い取りしますよという申請をしないといけないのか。そこら辺の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

150ページの鳥獣対策実施隊員の報酬についてでございますけれども、それについての日当なり、旅費、銃弾の補助はないかと言うんですけれども、これは今帰仁村有害鳥獣対策協議会という別個の協議会がございまして、国・県から直接の補助がおります。これは一般会計に入らないで、今帰仁村有害鳥獣対策協議会に対して補助金がございますので、これで処理しているということでございます。

153ページのカラスのくちばし買い取りについては、これを生業とするというか、これを仕事にはしてはいけませんので、被害を被る農家の方が村に申請していただいて、それを許可をするという手順でやりますので、まず申請していただいて、許可をだすというところでありますので、ただ、すぐ持ってきて買ってくれということではございません。申請して許可を与えるという事務手続きになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 鳥獣被害対策実施隊員の件ですけれども、鳥獣被害の協議会に対して国・県から補助金が直接あると、一般会計には載らないんだという話ですけれども、これはどれぐらいの金額がおりてくるのか。

カラスくちばし買い取りの申請の件ですけれども、誰もが申請すればできるということでは理解してよろしいですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

有害鳥獣対策協議会への国・県からの補助金は、100万円余りだったと思います。あとカラス被害のくちばし買い取りについては、申請していただいて、農林漁業でやって、その被害者であるということ、例えば村内の人じゃないといけないとか、いろいろございますので、申請した時点で農家であるかどうかとか、そういう審査もありますので、それをクリアしていただければ、許可をだすということで、事務手続きになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出6款から9款までの質疑を終わります。

次に、歳出10款教育費から14款から予備費までの質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。(休憩時刻 午後2時11分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。(再開時刻 午後2時12分)

2番。

○ 2番 石川清友君 187ページ、10款1項教育総務費の13節委託料の一番下、東ティモール児童と本村児童との交流推進事業164万4,000円組まれているんですが、その交流事業の趣旨の説明を求めます。

続きまして、190ページの10款1項教育総務費の19節の負担金、補助及び交付金の中ほどですね。放課後児童健全育成事業、1,306万8,500円、これは4学童にだと思えるんですが、その明細、説明はいいですので、幾ら幾らということで、4カ所の金額の説明を求めます。

続きまして197ページ、10款2項小学校費20節の扶助費、準要保護児童就学援助費、給食費等で50万円、飛んで下の特別支援教育就学奨励費給食費等18万円、続きまして10款3項の中学校費、202ページです。20節扶助費、準要保護生徒就学援助費給食費等で80万円、1つ飛んで特別支援教育就学奨励費給食費等の5万円、以上、説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。(休憩時刻 午後2時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。(再開時刻 午後2時16分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

187ページ、10款教育費、1項教育総務費、13節委託料、東ティモール児童と本村児童との交流推進事業の趣旨をということでしたが、東ティモール児童と村内各小学校との交流事業を行い、国際感覚を育成し、今後、村の子供たちの人材育成と国際貢献のできる人材の育成を図るという目的で昨年度から一括交付金事業を取り入れて実施しております。

それからご質疑の190ページ、19節負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業の学童クラブへの補助金でございますが、村内4学童事業所がありまして、保育している子供たちの数にもよりますが、1件は253万8,000円、1件は380万4,000円、1件は309万8,000円、1件は362万8,500円の総額で1,368万500円を予定しております。

それから197ページの小学校費、20節扶助費の中の準要保護児童就学援助費でございますが、そちらのほうは197ページと202ページの20節扶助費のほうは、同じ事業になりますけれども、小学校費と中学校費にわかれておりまして、村内の子供たちを養育する親の世帯が生活困窮家庭に対します就学援助制度を利用しての扶助費になります。今年の予定数になりますが、去年、一昨年と生活水準の悪化でしょうか、給付家庭がふえておりますので、今後もふえるというふうに見込んでおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時26分)

2番。

○ 2番 石川清友君 187ページの東ティモール児童と本村児童との交流推進事業164万4,000円、これは平成25年度は140万円でした。去年の予算からしますと、約20%のアップになるかと思うんです。24万4,000円、20%近くですね。これは趣旨が国際感覚を身につけさせるということなんですけれども、多分、東ティモールからの児童が英語をしゃべるから、その英語をしゃべる皆さんと交流することによって、国際感覚が磨かれるということになるのかなと思うんですけれども、そこについて答弁求めます。

190ページ、放課後児童健全育成事業、これは実は歳入の時点でも質疑したんですけれども、その時点で趣旨については、子育て支援事業の一環ということで、国・県からの補助事業、これは村も3分の1だして事業をするということなんですけれども、実は先ほど皆さんにお配りした資料の中を見ますと、事業については施設に対する補助じゃなくして、多分そこに入所する児童の保護者の負担を軽減するというのが趣旨じゃないかなと思うんです。その中で実は、歳入のあとに学校教育課長のほうから資料をもらいまして、その資料の中に補助事業をもらったことによって、児童の保育料が幾ら安くなったのかを資料提出してほしいということで、実は資料提出させましたら、そのグラフの中にありますように、県平均が4,595円、今帰仁村が7,500円で断トツですよ。沖縄一高いということになるかと思えます。この資料の中では、質疑したいんですけれども、実際に補助事業をもらう前の保育料から、もらってあとの保育料、幾ら安くなったのか。答弁求めます。

続きまして197ページ、準要保護児童就学援助費50万円組まれています。これは実は、平成25年度が同じ50万円でした。平成24年度、これは皆さんのお手元に配られている新聞の切り抜きのコピー、2012年に

なっているんですけども、これは平成24年度ですね。平成24年度が小学校の場合は33万7,000円でした。特別支援教育就学奨励費給食費等18万円、これは平成25年度が同じ18万円、平成24年度が15万円でした。中学校を見てみますと、202ページの中学校の場合は80万円組まれていまして、これが平成25年度が80万円、同じですね。平成24年度が75万5,000円でした。下の特別支援教育就学奨励費給食費等5万円が組まれていますが、平成25年は15万円、平成24年度が18万円でした。実は、私はこの質疑を平成24年の9月の定例会で一般質問いたしました。そのときに実は、今帰仁村が沖縄で一番低い数字でありました。その要因として考えられることはということで、課長に質問いたしました。課長がその時点で答弁したのは、実は今帰仁村の場合は、世帯で1人しか認定を行っていないと、国頭村が4人いて、2人まで。恩納村、伊江村、大宜味村はその世帯全員認定しているということだったんです。実は新聞の中にもありますように、憲法26条第1項には、全国民が等しく教育を受ける権利を保障するという憲法でも保障されているんです。実は、学校教育法の中でも、実は認められているんですよ。学校教育法第19条、経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないということで、学校教育法の中でもうたわれているんです。あの時点で、謝花教育長は、実は今後、そういうことについては、ぜひ議員のいだされた理念を実現したいと思っておりますということで、ちゃんと答弁しているんです。それがいまだかつて、実は新聞に載っているのを見ても、沖縄で一番低いですよ。3.6%、県平均が19.26%で、約20%ですよ。この数字を村長はどう考えるか。実は先ほど東ティモールのことを言ったのは、今帰仁村の国際感覚を磨くと、それはそれで結構なんです。非常にいい趣旨だと思うんですよ。じゃあ東ティモールから生徒を呼ばなければできないのかなんですよ。実はそうじゃないと思うんです。実は渡喜仁にもアメリカンスクールに行っている子供たちがいます。英語で授業を受けて、日々の生活も英語でやっている方がいます。土、日曜日は帰ってくるんですけども、そういう方々の交流でも国際感覚は磨けると思うんです。なぜ、わざわざ160万円をかけて、その割には我が村の子供たちには、就学援助費はこういう状態、これではどうかなと思うんですけども、東ティモールは教育委員会の趣旨もあるということなんですけれども、そこら辺を含めて、どういう考えなのかを答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

187ページ、10款教育費、1項教育総務費の13節の東ティモール児童と本村児童との交流推進事業についてなんですが、国際感覚を磨くというのも確かに趣旨としてはございますが、それよりも例えばモンゴルのマンホールチルドレンとか、フィリピンのスモーキーマウンテンという、非常に厳しい地域の支援をしている池間哲郎さんがいらっしゃるんですが、そういった形で、日本は非常に恵まれた国で、非常に生活環境も先進国に入ると思っております。その中で北山学園構想の趣旨の一つであります地域貢献ができる、社会貢献ができる人材育成をこの事業でねらっております、特に東ティモールはフィリピンの統治下であったんですが、そこで内紛で、非常に厳しい生活状況で、それが若い国として発展しつつあります。その中で東ティモールを我々としては、知ったからには、その子供もたちを受け入れて、その子供たちの人材育成も、その中で本村の子供たちも含めて、小学校3校との交流をしております。

それから国際感覚についての外国、特に英語に関しての指導については、中高生の海外短期留学という

制度で、そのようにやっていく予定でございますので、東ティモールについては、以上のような趣旨でございます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

190ページの放課後児童健全育成事業にかかわる村内学童の保育料の件でございますが、質疑の中でどれぐらい保護者の負担軽減になったかということでございますが、例えば小学校1年生の月額保育料が3学童それぞれ月額9,000円、月額1万円、月額1万3,000円という3事業所がございますが、今回、平成25年度の補正予算で対応しましたが、その運営費補助を受けて、料金改定の計画を立てております。そちらのほうは平成26年4月からということで報告を受けておりますが、そのときの小学校1年生で月額8,000円と、大きいところでは5,000円の軽減、小さいところでも月1,000円の軽減につながっております。そのほか、学童によっては学年に応じての保育料が異なりますが、それぞれ確かに保護者の軽減につながっていることは確かでございます。

それから就学援助費の小学校と中学校の援助費の今回の当初予算額でございますが、前年度並みの予算計上になってしまっておりますけど、教育委員会としましては、前回、一般質問でもあったとおり、平成25年度は1人までしか認めていないものを2人まで認めていく方向で調整を進めております。予算額については、まだ計上はされておりませんが、補正予算で対応をして、保護者への扶助費の増額を予定しているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時43分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 先ほどのご質疑の答弁漏れがございますので、再度答弁いたします。

質疑の中で資料が配布されています平均入会金の説明がありまして、県の平均が4,595円に対して、村内7,500円で、断トツに高いというお話であります。上の表で入会金の欄をごらんになってほしいんですが、現在、4学童のうち2学童が1カ所5,000円、1カ所1万円、それで2カ所の平均で7,500円というふうな計算が成り立ちます。ほかの2学童のほうは入会金を徴しておりませんので、4で割ると2,500円と計算してもよいのかなというふうには考えますが、入会金に対しての県平均の中での7,500円になっておりますので、突出していることにはならないかと存じます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

就学援助費についてなんですが、今帰仁村の就学援助率というのは、非常に低いということは大変憂慮しております。特に要保護世帯については、非常に援助率が低いんですが、対象者に対する周知も足りない部分もあろうかと存じます。今年度4月の村広報でも、その制度についての周知を呼びかける準備をしているところでございます。

先ほど課長からもあったんですが、特にたくさんの子供たちがいる家庭につきましては、複数の就学援助ができるような方向で調整を進めているところでございます。

先ほどのご質疑の中に、学校教育法の中のお話もございましたが、この就学援助については、要保護世帯については、非常に困窮の度合いが厳しいという部分でございますので、そこについての予算は国の補助も入っております。ただ、準要保護世帯については村単費の支給になりますので、その支給については、申請して該当する家庭については支援をしている状況でございますが、先ほどの学校教育法の就学援助をしなければ学校に来れないほどの世帯がいるということは、今帰仁村では認識しておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 187ページの東ティモールとの交流事業の件なんですけれども、日本は恵まれた国であると、そういう意味でひとつの責任として、義務として、恵まれない子供たちを招待して日本のよさを知ってもらうという趣旨かなと思うんですけれども、ただ、いかんせん、下のものを含めて質疑いたしますが、就学援助費の場合は、各家庭1人から2人ふやす、できれば小学校、中学校別々にやるぐらいの配慮が必要じゃないかなと思うんですけれども、そういうのはやりにくいのに、東ティモールの件に関しては、去年が140万円ですよ。今年は164万円、20%近くですよ。増額なっているのは。そういうことをやるのと、実は我々はそういう恵まれない国の子供たちを教育するのが目的なのか、恵まれない我が村の子供たち、どっちが重要かですよ。どれを優先すべきかという話になると思うんですよ。あれも大切です。当然。しかし、優先度合いをどっちにとるか、自分の村民の子供たちなのか、恵まれない他の国に子供たちなのかなんです。世界地球儀の中には、東ティモールよりもっと恵まれない子供たちもいっぱいいると思います。どこを優先するかになると思うんです。それは確かに結構です。東ティモールと交流するのも。しかし、その前にまずやるべきことがあるんじゃないかというのが私の持論です。村内の子供たち、恵まれない子供たちをまず救ってあげてから。見てください、この数字、これは一昨年も新聞に載ったのでやりました。そのときは3.03%ですよ。その翌年どうなったかという、まだ3.6%ですよ。1桁台というのは、そんなにないですよ。沖縄でも。県平均が約20%ですよ。僕はそれを言いたいですよ。もっとやるべきことが前にあるんじゃないですかと、欲を言えばきりがありません。やりたいことと言えば幾らでも出てくるんです。しかし、優先度合い、必要なものについてはやらなければならないんですよ。欲しいものは幾らでもあります。しかし、やらなければならない問題がまず優先じゃないですか。やりたいこと、欲しいことはいっぱいあります。しかし、その中で優先順位を決めるのであれば、まずは必要なものから片づけていくというのが順序じゃないかなと思うんです。そういう意味で、就学援助費については取り上げさせてもらっています。これは平成24年からですから、もう3年がかりです。ぜひ、県並み、人並みに今帰仁村の子供たち、ぜひそういうふうに使ってもらいたいです。これを見ますとほかの市町村の子供たちと比べますと、今帰仁村の子供たちから言わせれば、差別されているんですよ。これは入口が狭いからですよ。先ほどどういうふうにご報告するかという話だったんですけれども、そういう家庭の子供たちをどういうふうに使わせるか。これは当然、学校とも連携しなければならないと思います。そういう家庭があると思うんです。家庭から来るのを待つんじゃなくて、皆さんからこういうのがありますよということで通知するぐらいしなないといけないと思うんですよ。ぜひ、そういうところは子供たちに経済負担を感じさせて、就学のやる気が落ちないように、ぜひそこら辺は気をつけていただきたいということで、教育長の考え方を聞きたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時51分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時51分)
2番。

○ 2番 石川清友君 値下げした分ですね。1,000円から施設によっては5,000円まであるんですよね。先ほどの答弁でした。これ児童1人当たりは全部計算基礎というのは、補助金というのは一緒ですよ。なぜ1,000円から5,000円まででいいのかです。それは行政としても、指導として5,000円値下げさせるなり、その指導をやるべきじゃないかなと思います。そういう意味で、なぜ1,000円から5,000円がでいいのか。学童保育所の判断に任せているのか。そうじゃなくて、ある程度、県平均とか、そういうのをだして、皆さんこれだけまでは下げるべきですよということで説得して、保護者にそれだけの負担軽減になるように指導できないものですか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

就学援助について、教育長の答弁ということでしたので、就学援助費については、今年度末から非常に検討を重ねておりまして、今現在、就学援助の申請の方法、各字の民生委員のほうから調査・打診、それから学校からの、どうですかという異方向からの援助なんです、今回、広報で全世帯への周知ということも含めまして、もっと就学援助の仕組み、申請方法等、わからない家庭があると思いますので、そこをさらに徹底して、周知をしていきたいと思っております。さらに今年度は、より手厚い就学援助ができる方向で検討してまいります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

190ページにございます放課後児童健全育成事業の各学童の保育料の値下げなんです、事業としては平成25年度の途中から導入いたしまして、平成26年度につなげていくわけなんです、今回この事業を導入するに当たって、各学童保育の保育料の軽減にやっとながってきております。また、今後ともその事業を導入するに当たって、村内の学童の足並みをそろえる意味からも、保護者の負担軽減を図る意味からも、継続して料金改定に対して、村からの補助金、県からの補助金もありますので、その活用を促すと同時に、料金改定のほうに結びつくように調整をしていきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出、10款教育費について質疑を行います。

195ページです。小学校費の2目教育振興費、7節の賃金1,410万7,000円、特別支援員となっておりますが、前年度よりかなり増になっています。1,000万円ほど増になっています。これは支援員の人数なのか。それとも内容なのか。その説明を求めます。

歳出、210ページ、同じく教育費で社会教育費、社会教育総務費の18節の備品購入費150万円、地域読書活動推進事業書籍・図書館備品となっておりますが、説明では7月オープンということもありましたが、もっと詳しく中身の説明を求めます。

同じく219ページ、社会教育費の工事請負費、今帰仁城跡整備事業費となっておりますが、工事請負費の

総合活用支援推進事業1,165万円、この工事費の内容について説明を求めます。

223ページ、グスク交流センター等費、13節委託料、その中に2,149万2,000円ということで100万円ほど増額になっています。グスク交流センターで53万9,826円、あとガイドとか、地域強化事業も若干の増になっています。この中身、どのような理由で増額なのか。それともほかに理由があるのか。その内容の説明を求めます。

229ページ、保健体育費の中に工事請負費があります。村総合運動公園施設機能強化事業9,510万円、内容の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

195ページの10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の7節賃金の1,410万7,000円ですが、そちらのほうは各3小学校に配置する学習支援員及び特別支援員、学習支援員が3名と特別支援員が7名の賃金でございます。一括交付金事業を活用しての学習支援者の配置になります。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

210ページ、18節の備品購入費でありますけれども、地域読書活動推進事業150万円ですけれども、旧今帰仁中学校跡地に図書館を仮オープンするというので、今年の7月からやる予定でありまして、これに向けて、今、準備を進めているところであります。これを対米請求事業を活用いたしまして、新設の書籍、平均しますと1,500円の1,000冊を購入する予定であります。

219ページ、15節の工事請負費の総合活用支援推進事業でございますけれども、その内容。事業名がかかっておりまして、ただ名前だけがかかっておりまして、修理整備事業でしたか、ただ事業名がかわっただけでありますけれども、中身としては、今回は馬車道と言っておりますけれども、今泊の慰霊塔の前、舗装されていない未舗装の部分がありまして、全部ではなく、順次舗装していくということであります。あと平郎門前広場の整備や案内板もやっていく予定であります。案内板が7基予定です。平郎門の発掘150㎡ということになっております。あと屋敷跡の芝張りということも入っております。

223ページの委託料でありますけれども、平成26年度から指定管理者がかわりまして、名前がかわったんですけれども、今までの若者雇用から上間商店ということでかわっております。ただ、若干ふえたのは、今まで9月補正で対応して、毎月の事業費、これを補正で対応しておりましたけど、当初からこれは入れておくということで、当初の予算に含めておりますのでふえております。

あと観光地安全強化事業と今帰仁城跡のガイド強化事業、これは一括交付金でありまして、安全強化事業は入場者の多い12月から3月までの交通整理員のことであります。あとは今帰仁城跡のガイド強化事業、これも一括交付金を活用いたしまして、ボランティアガイドさんの運営費に充てております。

229ページの工事費でありますけれども、これは村総合運動公園施設機能強化事業、これはテニスコートを全天候型に整備していくということで、照明施設も含めております。テニスコートだけではなくて、フットサルもできるようにしていきたいと、あとホッケーの練習場、多目的に活用を考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

195ページ、教育振興費ですが、3学校の支援員ということで、少し説明不足ということで、前年度は400万円ちょっとですよ。予算が。だから1,000万円もふえているんですが、内容について、どういふところが去年と比べてふえているのかということで、最初に申し上げたんですが、このところは3倍ぐらいになっていますよね。400万円ですから。もっと詳しく説明を求めたいと思います。単に小学校3つというだけでは、去年とかわらないのかなと思うんですが、1,000万円もふえたんですから、その事業量があるかと思うので、再度答弁を求めます。

それから210ページの図書館、図書費が1,500円の1,000冊ですが、これについては何度も質疑をしているつもりなんです。教育長が3名ぐらしかわっている中で、これはまだ進んでないんですよ。たしか田港教育長のときからその話は出ていたと思います。あのときは、ただ跡利用の話ぐらいで、だんだん出てきたのが謝花教育長のときで、今年は完成だろうと思って見ていたら、7月仮オープンということでありました。仮オープンというからには、これは本物じゃないということで、新築だろうなと思っているんですね。こんなに長い時間かかっても、まだまだ日の目を見ないのに、いきなりできるのかなと思います。ここのところも、もう少し説明を。今帰仁村に図書館という構想は、既に前からあったと思うんですね。どんな図書館をつくるつもりでやっているのか。それが全然今のところ見えないと、今帰仁村にふさわしい図書館がどんなものであるか。それについて例えば村民アンケートとかもあると思うんです。一般質問でも何度かやったつもりですが、特に近年は、紙の図書館よりは、インターネットを利用したWeb図書というのがいっぱい、いままでみたいに1,000冊というように本をそろえるというだけでは、図書館の体をなさないと思います。本当の意味で専門的な図書館であれば、名護市のほうにある大きな市立図書館があります。向こうまで行くにもそんなに時間がかからないわけですから、今帰仁村には今帰仁村なりの図書館の構想があるんじゃないかと思うんです。今回もそういうことで、今帰仁村純農村と、農業立村というからには、それにふさわしい図書館もあるんじゃないかなということで、村民からも声がありました。やはり農業をするのにふさわしいような図書が今帰仁村に行けばあるということであれば、近隣市町村からも今帰仁村に来るんじゃないかという構想もいただいておりますけれども、村民から。そういったアンケートみたいなものもやっているのかどうか。今回は、この費用は純然たる図書館備品の費用ですよ。ですから仮オープンであれば、もう既にできているわけですから、仮オープンの内容と、今言った構想については、どのように考えているか。答弁求めたいと思います。

219ページは、今まであった事業ということで理解しております。

グスク交流センターも、これまでは補助事業で追加していたものを一括にやったという説明なんです。今後、この1年間、これで足りるといふふうに理解してよろしいかどうか。再答弁求めます。

運動公園施設機能強化事業では、前年度が5,000万円、今回で約1億5,000万円ほどになり、運動場の照明も含めてということでありましたが、この事業で運動公園の機能強化事業は終わりなのか。これで最終なのか。再度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ **教育長 新城 敦君** ただいまのご質疑にお答えします。

195ページ、小学校費の7節の賃金、学習支援者の1,410万7,000円についてなんですが、もう少し詳細な説明をとということでしたので、平成26年度、これまでは特別支援学級等における支援員、それから発達障害に関する支援員を配置してきましたが、その特別支援員が小学校に6名で、789万2,000円程度、それから特別支援とは別に学習支援者ということで、教員免許を持っている学習支援者ということで、今年度平成25年度の途中から、これも一括交付金を活用して配置をしております。その学習支援者につきましては、小学校各学校1名ずつ、3名予定して、3名で621万4,000円程度で、合わせて2,410万円という予算措置になっております。これまで学習支援者ということは、中学校は配置を単費でやっていたんですが、小学校につきましては、学習支援の配置はなくて、単なる特別支援者という配置でしたが、平成25年度は一括交付金の補正で組みました学習支援者が昨年度の途中からと今年度組んでおります。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時10分)

○ **議長 久田浩也君** 再開いたします。 (再開時刻 午後3時14分)

学校教育課長。

○ **学校教育課長 田港朝津君** 先ほどのご質疑に対する答弁で誤りがありましたので、訂正をお願いします。

小学校費の7節賃金につきましては、学習支援者3名、特別支援員6名の予算で1,410万7,000円の総額になります。昨年度の当初予算では、400万円余りの特別支援員のための計上になっておりますが、年度途中で一括交付金を利用しての補助事業の導入が決まりましたので、ほぼ補正の中身と同等な事業内容になっております。

○ **議長 久田浩也君** 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

210ページでありますけれども、図書館ですけど、今、図書館準備委員会というのを1年前から委嘱して、今は毎月準備委員会を開いております。その中で現役の図書館司書も入っております。OBの方も入っております。読書ボランティアの皆さんにも入ってもらっております。本に関しては、みんなでトータル的に考えていこうということで、今、準備委員会の方に1,000冊のどういう本が欲しいかということで、委員の方にもお願いして、どういうのがいいのかというのを検討させております。できましたら子供向けに絵本とかもいいんじゃないかなと思っておりますけれども、今のところ、どういう本が欲しいかというのは、回答はきておりません。3月から4月にかけて、早目に決めて発注していきたいと、7月に向けてやっていきたいということになっております。

アンケートをとっているかということでもありますけれども、私が社会教育課長になってから、アンケートに関してはとってはおりません。その前にとっているかどうかは定かではございません。図書館は今年度も一括交付金の中で、去年からずっとつくってほしいということで要望しておりますけれども、結構、事業費がかかる予定で、そして図書館と名前をつけたら、一括交付金も採択されない可能性があるということで、今、構想を練っているところでありまして、新館をつくる構想であります。旧今帰仁中学校跡地は、あくまでも仮のものということで、今、新館に向けて、これをどうするかということも考えておりまして、

例えば今帰仁城跡と結びつけてつくるのか、観光を目的に図書館だけをつくるのか、要するに今帰仁関係、例えば仲宗根政善先生とかの、本は全部置くのかとか、今帰仁村に関した本を中心に置くか、そして議員がおっしゃった専門書、例えば農業が盛んでありますので、専門書も今帰仁村らしい図書館にしたいということで、別とはかわった図書館にしていきたいという構想は持っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 3 時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時18分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 答弁漏れがありました。

We b 図書に関しては、今から検討していきたいと思っております。

223ページの13節委託料でありますけれども、グスク交流センターの1,306万6,826円は、これは1年を通して変更をする予定はございません。それで契約を結んでいきます。

229ページの15節にありますけれども、村総合運動公園施設機能強化事業、平成25年度はご存じのように照明施設を工事いたしました。平成26年度は先ほど答弁しましたとおり、テニスコートの改修でありますけれども、予定としては5年間の継続事業であります。平成24年度から始まっておりますので、平成28年度までの予定をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 3 時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時20分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 195ページの支援事業については、前年度並みということで理解しております。予算のつけ方なんですけれども、当初は当初なりに同じようにつけていただければ、これもわかりやすいと思うんですが、1年という長い期間内での予算、または補正の審議の中では、どうもわかりにくところが多々でてきますので、前年度並みとか、そういう場合には補正につけてもらえれば、あんまり必要もないのかなと思いますが、これは質疑のあり方だと思います。

図書館については、先ほど課長が答弁したのを聞いたわけですが、本当に長いスパンをかけて、最後の図書館をつくるのかなということであったんですが、当初、今帰仁村の図書館は、あそこの跡地を利用してこれをそのまま使うという答弁を何度かいただいたつもりなんですけど、一括交付金というのがあったりして、また名称変更でいろんな事業もできるということで、多分できてきたんじゃないかなと思うんですが、やっぱりひとつの今帰仁村らしい図書館というのを、地域の意見とか、いろんな村民の声も聞きながら、ぜひ新しくつくっていただきたいと思いますが、仮オープンというのを前に聞いたんですが、これはどういう形でやっていくのか。今、城跡と結んでとかとありましたが、城跡の世界遺産と図書館をどうつなぐかというのは興味あるところなんですけど、そういう構想があるんでしたら、ぜひもう一度聞かせてもらいたいんですが、今帰仁村は本当に農業主体の村ですから、そこにふさわしいものが本当にあると思うんです。ですから新しくつくるといふのであれば、そのこともぜひ含めて再度答弁を求めていきたいと思っております。長年の課題であろうかと思っておりますので、あとのことについて言うと、総合運動公園の機能強化整備事業は、あと3年ぐらい残っているということになりますね。そういうことは予算についても、これ以上

またこれからつく可能性もあると考えてよろしいかと思いますが、最終的に終わったときにどういうふうになっているか。仮にこんな形の運動公園になっているというのがあれば、そこまで答弁を求めていきたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

210ページであります。村図書館の件でございますけれども、やはり議員がおっしゃるとおり、村民からも広く意見を聞いて、どういう形にしていくかというのも大切なことだと思っております。いつ採択されるかというのは、今、予想はつきませんが、一括交付金は10年間という事業でありますので、そのうちにぜひ新しくつくっていききたいという考えでありますけれども、形態としては、先ほど議員がおっしゃったとおり、本当に特色ある図書館にしていけないといけないと思っております。やはり新築になりますと金額もかかりますし、事業費が1億円近くかかると思っておりますので、ぜひ広く意見を聞いて、今帰仁村らしい図書館をつくっていききたいと思っております。

旧今帰仁中学校も見積もりをとってみたら、結構な金額がかかりました。例えばエレベーターをやらないうけないとか、クーラーを入れないといけないとか、結構な金額がかかるものですから、やはり仮にオープンしていて、金をかけないようにして、新しい図書館に結びつけていききたいということの考えであります。

運動公園の機能強化事業でありますけれども、これは平成28年度までということで予定しておりますけれども、どういう運動公園にしていくかということでもありますけれども、基本的にはこの事業名のとおり機能を強化していくということでもありますけれども、機能を強化するということで、次年度は機能強化になるかどうかはわかりませんが、フェンス、芝生のかん水関係の予定をしておりますけれども、プールの改修とかもできないのどうか。これからいろいろ検討するのがでてくると思うんです。ジョギングコース・ウォーキングコースの外灯、そういうのを予定しておりますけれども、またこれからもあと2カ年あります。今回はテニスコートを張りますので、あと2カ年でいろいろな整備を図っていききたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 182ページ、2目の報酬、教育相談員と適正就学指導員の詳細と、184ページ、8節の報償費の心の教育相談員、次の旅費、一番下の適正就学指導員の1,300円掛ける2名掛ける10回、これの詳細を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時28分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

182ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の1節報酬の教育相談員ですが、教育委員会のほうに来て、教育相談を受けております教育相談員の報酬は、月額7万5,000円で12月で90万円を計上しております。

それからその下の適正就学指導委員の報酬なんですが、日額4,000円、5名の5回で10万円を計上しております。

それから184ページ、8節の報償費、心の相談員につきましては、そちらのほうは中学校に常駐しております相談員で、月額6万円の12月分で72万円を計上しております。

それから184ページから185ページにかけての適正就学指導委員の旅費でございますが、こちらのほうは1,300円の2名の先生を10回お招きして、就学の検査をしていただくという予定で旅費を組んでおります。2万6,000円です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 具体的に教育相談員というのは、お一人で、いじめや不登校など、悩みや不安を抱えている児童生徒、保護者との相談を受けて、適切な支援指導を行うということになってはいますが、平成25年度はどのような相談があつて、どのような対策をしたのか。そして下の適正就学指導員というのは、今帰仁村心身障害者適正就学指導員ということなのか。指導員の職内容、それが心の教育相談員とかぶったりしているのではないかと思うんですけれども、その差、両方の説明を求めます。

そして最後の旅費の就学指導員の2名掛ける10となっているんですけれども、指導員は5名いるかと思うんですけれども、その辺の詳細、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。

182ページの教育相談員なんですが、教育相談員は主に不登校の児童生徒、それから保護者、子育てとか、教育に関する相談員を教育委員会事務局の相談室にて相談業務を行っておりますが、週3日の勤務でございます。主な内容は、不登校、最近では発達支援に関することも含めまして、保護者の相談を受けております。

それから184ページの心の教育相談員につきましては、かねてより今帰仁中学校に週3日の午前中配置をしております。ここでは同じような不登校もそうなんですが、特に保健室登校で普通教室に入れなくて、相談室登校している生徒がいますので、その生徒に対する対応、特に中学生の生徒を対象に支援を行っている相談員です。

同じく184ページの適正就学指導委員、旅費の2名につきましては、いろんな専門的な発達検査をするための臨床心理士に関する旅費でございます。適正就学指導委員のものとは別にやっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時36分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの教育相談員の相談件数につきましては、手元に資料がございません。例年、子供たちの不登校に関する相談とか、子育て相談で約150件程度の相談業務をしております。後で詳しい数字については、提供したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時37分)

- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時38分)
教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。
保護者、それから生徒、学校関係からの相談につきまして、その対策につきましては、詳細は手元にならないんですが、いろいろ専門機関につなぎながら、特に福祉保健課、それから名護の福祉事務所との連携をつないでいながら、相談について対応しているということでございます。
- 議長 久田浩也君 9 番。
- 9 番 山城 太君 再度質疑しますけれども、教育相談員適正就学指導委員、そして心の教育相談員、そして教育委員会、小中学校関係者の連携によって、今度、小学校から中学校へ進学する生徒の中で入った情報なんですけど、お一人が耳が不自由なハンデを持っている方がいるそうなんですけど、小学校では普通に補聴器をつけて会話等、意思疎通を図れる方が、中学校に今度上がるんですけど、そのときには、あさひ学級に入学が決まったようなんですけども、その辺の把握というのは、先ほど言った相談員、指導員、学校関係者、そういった連携が図られた中で、そういう方があさひ学級へに入学が決定されたと思うんですけれども、この辺の認識はどのようになっていますか伺います。
- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 3 時40分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時40分)
教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。
答弁の趣旨に合うかどうかわかりませんが、9 番議員がおっしゃるあさひ学級というのは、今帰仁中学校の特別支援学級だと思うんですが、特別支援学級につきましては、難聴とか、そういった身体不自由の学級ではございませんので、身体不自由での該当でのあさひ学級の入級はあり得ません。適正就学委員会で検査をしまして、特別支援学級に該当する生徒ということで認められての入級だと存じております。以上です。
- 教育長 新城 敦君 ほかに質疑はありませんか。8 番。
- 8 番 與那嶺好和君 教育費の182ページ、教育相談員の1 節の報酬の件ですが、相談の件数、何件ぐらい相談があったのか。今帰仁中学校ですね。お聞きします。何名ぐらいの生徒の相談があったか。回数をお聞きします。
それと227ページ、11節需用費のプール機械修理費、228ページの13節委託料のプールろ過装置保守点検とかがありますよね。その点についてお伺いします。
- 議長 久田浩也君 教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。
教育委員会の教育相談員と中学校に配置しています、心の教室相談員についての相談件数についてなんですが、具体的な資料は手元に持ち合わせがございませんので、後ほど資料提供したいと思います。
- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 3 時46分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時47分)

8番。

- 8番 與那嶺好和君 心の相談員の会合を何回やったか。そして相談は何件あったか。
- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時47分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時48分)

8番。

- 8番 與那嶺好和君 いろんな相談がありますよね。相談が何回あったか。そしてどういう議論をするのかお伺いします。
- 議長 久田浩也君 教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。

相談件数とか、相談内容については、今、手元に資料がございませんので、お答えできませんので、後ほど資料をお渡したいと思います。以上です。

- 議長 久田浩也君 社会教育課長。
- 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

227ページでありますけれども、11節需用費、修理費ですね。プールの機械修理費とか、今、特別に何を修理するかということではなくて、ある程度の予算を計上しておいて、壊れたときにすぐ対応していけるというための予算計上でございます。

228ページの13節プールろ過装置保守点検、ボイラー室点検とかございますけれども、これはメンテナンスに依頼して、点検していかないとはいけませんので、メンテナンスの点検でございます。以上です。

- 議長 久田浩也君 8番。
- 8番 與那嶺好和君 僕が聞きたいのは、メンテナンスは年に何回ぐらいあるんですか。これは1回分ですか、それとも…。
- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時50分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時51分)

社会教育課長。

- 社会教育課長 上間恒章君 お答えいたします。

228ページの保守点検ですが、年何回ぐらいするかということでもありますけど、年何回したかというのは、資料を持ち合わせてございませんので、担当に聞いてからお答えしたいと思います。

- 議長 久田浩也君 8番。
- 8番 與那嶺好和君 プールの点検ですが、ボイラーとか点検していれば、年に何回するかわからないんですけど、点検していれば壊れるということはないと思うんですよ。だから年に何回しているかと聞いたわけです。特にプールの点検は、冬場にボイラーをたくはずですから、点検は早目にやると思うんですよね。そういう面で聞いているんです。年に何回あるか。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時52分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時52分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 大変失礼いたしました。ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほど年間何回するかということでありましたが、資料がございましたので、お答えしたいと思います。
ボイラーが年2回、ろ過装置が月1回の保守管理でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで一般会計の質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後3時53分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時14分)

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午後4時14分)